

手話言語法制定を求める意見書

手話は、聴覚障がい者にとって情報獲得とコミュニケーションの手段であり、物事を考える際に使用される。手や指、体などの動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現するもので、日本語と同様に独自の語いや文法体系を持つ言語である。

平成18年12月に国際連合総会において採択された「障害者の権利に関する条約」では、言語は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義され、手話は言語として国際的に認知されている。

一方我が国では、平成23年8月に成立した改正障害者基本法第3条第3号において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と規定し、手話が言語に含まれることを明記するとともに、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」を批准したところである。

現在では、手話通訳者養成・派遣・設置事業の法制化などにより、聴覚障がい者を取り巻く環境も整備されつつあるが、手話の活用や認識はまだ十分とは言えない状況にある。

こうした中、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聴覚障がい者が、家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場面において、手話による情報の提供・獲得が行われ、手話を言語として普及、研究することのできる環境を整備することが求められている。

よって、板橋区議会は、国会及び政府に対し、手話に関する包括的な法律として「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年10月16日

東京都板橋区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

宛